

令和3年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和3年12月14日（火）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副町長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教育長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	大西	洋二
総務課長	佐々木	千明	危機管理室長	齋藤	和幸
会計管理者	濱田	勉	水産振興室長	橋本	博志
財政課長補佐	長田	寿幸	都市計画推進室長	石田	傑
税務課長	金井	和昭	総務学校教育課長	吉田	隆
町民課長	井崎	里恵子	社会教育課長	野津	千秋
保健福祉課長	中林	眞	布施支所長	竹本	久
住民福祉担当課長	広江	和彦	都万支所長	砂本	進
環境課長	原	秀人	五箇支所長	藤野	一
商工観光課長	鳥井	登	中出張所長	村上	克樹
農林水産課長	河北	尚夫	中央公民館長	金坂	賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根	淳	事務局長補佐	山本	幸子
--------	----	---	--------	----	----

1. 町長追加提出議案の題目

議第 118号 工事請負変更契約の締結について〔油井漁港水域施設浚渫工事〕

同意第 7号 隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について

議事の経過

○議長（池田信博）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9時30分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の議第89号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）」から、議第117号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町鮮魚運搬船（第八姫島）〕」までの29議案について「総括質疑」方式により行います。なお、承認第12号については、総括質疑の後に質疑を行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしく願います。

なお質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、総括質疑の通告がありましたので、発言を許します。

7番：村上 謙武 議員

○7番（村上謙武）

おはようございます。早速ですね、通告しております一般会計補正予算（第6号）、庁舎管理費光熱水費これに関して四点ほどご質問いたします。まずこれに関して定例会資料4と予算説明資料3-1に内容が記されております。見比べた時にですね、補正後の予算額が異なっております。どうしてかなあと思ったところです。定例会資料4の詳しい資料にはペレットと灯油の項目が入っておりませんでした。それが原因で補正後の予算額が異なっているのではないかなあという風に私は判断して、なぜこの資料4のところにペレットと灯油の項目が入っていないのか、その理由について伺いたい。それから資料4の補正後の金額が1,201万7,000円で

す。当初の予算額が950万円、追加の補正額が251万8,000円、ということで約26パーセント増になっております。これはどんな理由で予算額が増えたのか、26パーセント近く光熱費が増えたのか、その理由。四番目はこういった光熱費が何らかの節約するような対応をとられるべきかなあと。そういった対応は現在されているのか、この四点について、説明の方をよろしくをお願いします。

○番外（ 総務課長 佐々木 千明 ）

ただいま質問いただいた四点につきまして、一点ずつお答えさせていただきたいと思えます。まず一点目のペレットと灯油代についてでございますけど、この二点につきましては当初予算内で執行できるものという風に見込まれましたことから、この「一覧表」から除外させていただきました次第でございます。二点目これも関連することなんですけど、資料3-1と資料4と額が合致していないといった理由につきましては、本日用意いたしました総括質疑の資料2ページで説明させていただきたいという風に思います。

まず2ページの1段目でございます項目、電気・ガス・上下水道代これにつきましてはですね、議会資料4でお示しさせていただいた予算額をそのまま記載したものでございまして、差し引き251万8,000円の増額内容となっております。続いて2段目の灯油代と3段目のペレット代につきましては、当初予算内での執行が可能であると判断しましたので、予算の変更はございません。

二点目でご指摘のありました資料3-1と資料4の補正後の金額が異なっている点についてでございますけど、資料4に予算の変更を伴わないペレット代と灯油代を計上していなかったためでございます。この表の合計欄でございますように、ペレット代と灯油代を加えますと資料3-1の補正後の予算額1,448万1,000円と同額となっております。当初よりですね、ペレット代と灯油代を加えたもので一覧表を作っておれば、この度議員からご指摘をいただくという風なことも無かったように思いますので、今後はですね、資料を作る際には十分注意して作っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続いて三点目の補正額251万8,000円の主な要因はという事でございますが、これは大きな要因は2つございました。まず一点目はですね、去年の予算編成時11月頃にいつも予算編成を行う訳なんですけども、この当時は、まだ新庁舎に引越したばかりでございまして詳細な1年間の光熱費を掴みきれていなかったという点がまず第1点目でございます。第2点目といたしましては、資料4の方を1回ちょっと見ていただきたいと思います。資料4の10ページの方を見ていただきますとですね、この中に旧庁舎分の電気代と上下水道料金、これが4月から6月

まで経費が計上されているということでございまして、これは新年度、今年度を迎えますしてもまだ残りの引越し作業、後は旧庁舎の備品の整理など一定期間施設旧庁舎の機能を維持していくという必要がありましたので、この費用を加えますと、大体100万円ちょっとになります。こういった2点の要因ですね、当初の予算要求額をオーバーしたといったような内容でございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後四点目の光熱費を節約する取り組みはというご質問でございまして、元々新庁舎は環境に優しい省エネ仕様の設計となっているところでございまして、私ども使う側にいたしましても「エコオフィス実行プラン」といったような物を作っておりまして、これに基づいて夏や冬の冷暖房の設定温度を決めたり、後はスイッチのオン・オフを頻繁に職員が行ったり、こういった事で経費の節減を図っているところでございまして、ご理解の程よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございまして。

○7番（村上謙武）

ただ今、総務課長の方から説明がありましたので大体理解できたんですけども、最初からですねこの月毎に灯油もペレットも入った「表」があれば非常に分かるんですけども、それが無かったものですから、ペレットボイラーを役場庁舎に設置したこと、ペレットボイラーの使用状況というのが、我々まだ全く分からないんですよ。何月にどの位、やはり初めてこういった大型の施設にペレットボイラーが入った訳ですから。その辺のところもやはりちょっと分かるような、まあ入っていれば分かるんですよ。それが無かったというところで。ただひとつこのペレットボイラーを冬の暖房、それから夏の冷房もおそらく使われているのではないかという風に思っております。そこで、ペレットボイラーの去年の使用量の実績が出てまして、役場38トン去年ですね。今年は42トンという使用がありますので、その42トン分がここに232万円を出ているのではないかなあという風に理解できるんですけど。232万、これはペレット何トン分の値段で、今年度の予算を組んであるんですか。その辺のところの説明を。

○番外（総務課長 佐々木千明）

大変申し訳ございませんけど、手元にそういった資料を持ち合わせておりませんので、後ほど終わり次第ご報告させていただきたいと思ひます。

○7番（村上謙武）

ペレットボイラーを入れている施設というのは、ご存知だと思いますけど他に五箇中学校、図書館とかMIYABIもあるんですけど。そこで大体の年間の使用量というのがデータで出てお

りまして、去年は五箇中学校30トン、本庁が38トン。まあこの施設の大きさから見ても、かなり違いがあるのに本庁のペレットの使用量というのが非常に少ないというのは、どの程度ですね、ペレットボイラーが利用されているのか、稼働しているのか。最後に本庁役場のペレットボイラーの稼働率、これについて大体でよろしいので、その辺のところをお願いします。

○番外（ 総務課長 佐々木 千明 ）

稼働率、どういった方法で算出するのか私、存じ上げておりませんが、冷暖房をつける時には自動的にペレットボイラーの方が稼働するといったような事がございますので、冷暖房1年あたりのですね、空調を稼働している日が、比率が稼働率になってくるという風に思いますけど、ちょっとこれにつきましても1年間で稼働した日数を今、手元に持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただきたいと思います。

○7番（ 村上 謙武 ）

という事ですので、ペレットボイラーを使った時にはそれに応じた「使用簿」というかですね、きちっと何時に点火して、何時に消灯したという「使用簿」というのは必ず備え付けてあって、それを記入するようになっていると思いますので、出来ればそういった簡単なデータがありましたら、また議会の方に提出していただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

以上で、質問を終わります。

○議長（ 池田 信博 ）

以上で、村上 謙武 議員の「総括質疑」を終わります。

続いて、13番：石田 茂春 議員

○13番（ 石田 茂春 ）

おはようございます。本日もまた質疑に入る前にお詫びをいたします。それは何かというと、「通告書」の字が最も汚く本当に申し訳ございません。言い訳はいたしません。

それでは、質疑に入ります。

議第98号「隠岐の島町八田集合住宅設置及び管理条例」です。32ページの主旨のところでは第1条の2で「この集合住宅は、Iターン者及びUターン者の本町への定住を促進するためのものとする」と、すばらしいことが書いてあります。しかし、34ページ、入居対象者の第5条の3の5では地方公務員法第3条第2項に規定する地方公務員であるもの、または採用予定者、その後のただし、Iターン者は除く。主旨のところではIターン者及びUターン者の定住を促進する

と書いていながら、入居対象者では公務員は対象外。しかし、Iターン者は除くと。Uターン者も本町の町民です。言葉が適切かどうか分かりませんが、どうして線引きするんですか。Uターン者もね、同等にすべきでないでしょうか。その点、課長お願いします。

○番外（ 地域振興課長 宇野 慎一 ）

おはようございます。それでは、ただいまの石田議員のご質問にお答えします。

まず本施設につきましては、民間が提供する賃貸住宅の経営を圧迫しないことを前提に運営を決定しております。そのような中で条例第5条第3項第5号により、地方公務員を入居資格を認めないものと定めましては、地方公務員は本町におきましては他の業種と比べましても収入が安定しているため、本町が提供する安価な物件よりも民間事業者が提供する物件に入居していただくことが望ましいと判断し、入居者から除外をしております。

また現状では本町に暮らす地方公務員の多数がUターン者であり、ほとんどの方が実家をお持ちです。また物件を探すネットワーク、親族でありますとか知人もおられます。現在のひっ迫する住宅事業下におきましては、地方公務員のうちUターン者につきましては入居をご遠慮願いたいと判断したところでございます。一方で、地方公務員でありましてもIターンの方につきましては、他のIターン者と同じく移住に必要な住宅の基盤がほぼないと思われまことから、Iターン者に限り入居者の対象としたところでございます。ただし、Iターン者の方が地方公務員でありますことから、収入が安定しているという前提がございます。そのことから、本物件における家賃減額の対象者からは外す予定です。いずれにいたしましても、限られた戸数ではございますが、真に住宅に困窮している方々のために本施設を運営してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○13番（ 石田 茂春 ）

大体、課長理解できるんですけども、公務員も町民なんですよ。しかし町営住宅に入っているんですよね、公務員も。それで公務員の町営住宅の入居条件はね、基本的に低所得で住宅に困窮している方という風にうたっていますね。今、課長が言われた公務員は、収入が安定していると。ちょっとその辺が私も理解が、屁理屈かもしれませんが。

それからこの入居は2年間ですよね。これはUターンの方でも2年間、実家があってもなかなかそこには入れないんですね。その間、町がいうU・Iターン者の「促進事業補助金」がございましてね、住宅改修の。最低100万ですか。その間、1年か分からないけど、入ってもらってもいいことないかと思うんですよ。どうでしょうか。

○番外（ 地域振興課長 宇野 慎一 ）

議員ご指摘のとおり、本町が管理します他の住宅には、地方公務員のUターン者が入居しているのは事実でございます。そちらの方では細かく区切っておりません、あくまでもその住宅の法律「公営住宅法」などに基づいて、一定の要件を満たした者が入っております。繰り返しの答弁になりますが、八田集合住宅につきましては限られた戸数でございます。真に住宅に困窮している方々のために本施設を運営し、年の中途であっても一定程度は即時入居ができるような運用をしまして、U・Iターンの促進をしていきたいと思っております。

事例で申し上げますと、大体みなさん転居の時期は4月が基本でございますが、9月、10月、年の中途でこちらに来たいと言われた方も住宅が準備できない、また学校の先生の方も島外から講師の方が何度か隠岐に来てくれるとか産休補充などで来てくれるといった時に、住宅が私どもの方で確保できずに、学校の教頭先生のご自宅に数か月住まわれたという事実も確認しております。そのようなことから、この住宅、八田集合住宅に関しましては真に困窮している方への住宅の提供をさせていただきたいという風に考えております。なお、地方公務員のうちUターン者の方につきましては、これまでと同様に民間事業者が提供する住宅や本町が管理します他の住宅への入居ができるよう、できる限りのご支援は行っていきたいと思っております。

また今回の八田集合住宅につきましては、地方公務員のUターン者は除くということにしておりますが、民間事業者の動向によりまして町内の賃貸住宅が増えるようなことになれば、また市場の動向も見極めながら本施設の運営の方向につきましても再検討させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○13番（石田茂春）

再検討するということでしたから、将来的にはね。課長、批判ばかりしてないんですよ。いいことも書いてあるんですよ。今までになかったこと、何かと言うとね。「立地する自治会等に参加する」という、これ本当、今まで町営住宅に一言も書いてなかった。今回すばらしいなあと思ったんですわ。昨日の「一般質問」の町長の答弁が効いたかなあと思っているんですわ。

以上で、質疑を終わります。

○議長（池田信博）

以上で、石田茂春議員の「総括質疑」を終わります。

最後に、11番：安部大助議員

○11番（安部大助）

みなさん、おはようございます。今回は「放課後児童クラブ創設事業」について質問をしたいと思います。この事業に関しましては当初、旧文化学院幼稚園を改修をしてそこでこの事業を行うという事でありましたけれども、調査の結果、改修ではなくて、撤去し新設をしていくという方向性に変更されたと認識しております。その中で今回、土地の購入という予算があがっている中で改めて何点かちょっと疑問点が出ましたので、それについて質問をさせていただきます。

まずこのことに関しては当初予算から、また町長の「所信表明」から言われており、また戻ってしまうような形になるかもしれませんが、改めて確認の意味も込めてこの必要性について少し聞きたいなと思っております。今回の目的、今までの資料の中に目的等も書かれております。それは理解しているんですけども、必要性について実際、当時どういった方々が住民参加されて、どういった方々がこの協議をされ、そしてこの「児童クラブ」がこの地域に必要だということが話されたのか、そのことについて再度説明をお願いしたいのと、それにあわせて、平成30年頃から文科省・厚労省が推奨している「余裕教室の活用」、いわゆる学校の空き教室、これを活用した「児童クラブ」と推奨されています。それについてどのように協議なされたのか、この二点、説明をお願いしたいと思います。

○番外（ 保健福祉課長 中 林 真 ）

それでは安部議員のご質問に回答いたします。まず最初に、一点目のどのような協議がなされてきたのかという点についてでございますが、このことは長年に渡って教育・子育て関係機関や住民代表、行政が一堂に会し子育て施策等について協議をいたします「わいらの島の子育て協働プロジェクト」において、課題として次の点があがってまいりました。

まず本町の「放課後児童クラブ」につきましては保育所併設型を採用しておりますが、特に対象児童の大半を担っておられます私立保育施設の現場におきまして、放課後児童支援員の人材確保の困難さ、あるいは専用スペースが限られますことから私立保育施設のみでの運営は困難であると町としての対応を求められてきたところでございます。

このことは近年になって、待機児童というのが顕著になってきております。この総括質疑の資料3ページ目でございます。こちらの表の方に、上の段が私立保育施設における児童預り数、その中段にありますのが公立保育施設における児童預り数、一番下が待機児童という風になっております。令和3年度については減少となっておりますが、実際は役場に「届け出」にいられて対応ができなかった件数でありまして、保育施設等の現場で事前にお断りしているというケースも多々報告を受けておりまして、実際この表に現れない待機児童数がおられ

るものと考えております。そういったことから、必要性が強くなってきたと、更には昨年からのコロナ禍におきまして十分なスペースがないために密が避けられない、また保育所の感染防止対策の観点からですね、「放課後児童クラブ」を休止せざるを得ないといった状況も大きな課題として挙げられました。

これらを踏まえ、教育、保育関係機関と十分に協議を重ね待機児童を解消し、コロナ禍においても安定的に運営可能な独立した施設、これの設置を決定したところでございます。

二点目の余裕教室の活用についての協議です。これにつきましては、早い段階で教育委員会を通し、校長会に対し聞き取り調査と協議を行わせていただきました。本町の場合、学校の空き教室等が十分でないこと、また学校施設の管理上の問題から学校施設内での実施は困難であるとの結論に至ったところでございます。

○11番（安部大助）

課長の詳細な説明ありがとうございます。必要性についてまた余裕教室について、しっかり協議されていると。住民が参加されながら、この必要性について協議されているという事で理解いたしました。ありがとうございます。

次に今回の土地購入にあたって、今まで6月の段階で資料が出されていて、候補地のメリット・デメリット等の資料が出されたと思います。それを見た時に、旧総合体育館の跡地利用、あるいは老人会館の跡地利用の活用と、今回、旧文化学院幼稚園ということで、3つの候補地でメリット・デメリットが出されています。その中で疑問に思ったのが、旧文化学院幼稚園だけ民間管理地をなぜ町が購入して、そこですのかというところで改めて疑問に思いました。この旧文化学院幼稚園が候補地として挙げた時のその発生源と言いますか、例えば保護者の方々から要望等があって対応したのか、あるいは旧文化学院幼稚園の関係者の方がそういった提案というか、その辺の発生源について説明お聞かせください。

○番外（保健福祉課長 中林真）

設置候補地につきましては、9月議会においてご報告したとおりでございますが、西郷小学校に近く安全な立地、そして条件として検討する中、旧文化学院幼稚園跡地につきましては寄贈いただけるという申し出がありましたことから、候補地として公有地に加えて民間の土地を今回候補地として検討することといたしました。

○11番（安部大助）

今の説明では、今までの必要性も含めて町として「放課後児童クラブ」の対応が必要だと。余裕教室についても協議した結果、できないという中でそういった旧文化学院幼稚園の方々

から提案があったということで理解してよろしいでしょうか。

○番外（ 保健福祉課長 中 林 真 ）

その通りでございます。

○11番（ 安 部 大 助 ）

理解いたしました。次に本事業についての総事業、どの辺まで町として財政を見据えながら考えておられるのか、そういったことをお聞きしたいと思いますけども。実施計画、その中では今当初の予定で約7,000万円位のですね、改修工事が予定されて書かれていますけども、今回変更になったことによって、まず予算の中で土地の購入、そして更には来年度以降建物の撤去、そして新設、ある意味これワンセットになっていると私は思っております。この総事業費、町としてどのくらい考えておられるのか、詳細設計に関しては今後詰めていくと思いますけども、今の段階でどの位の規模の予算を投じようという形で考えておられるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○番外（ 保健福祉課長 中 林 真 ）

現在はですね、総合振興計画の「事業実施計画」において公表しております総事業費につきましては、約7,700万円としております。これはあくまでも改修工事を前提とした数値でございます、今後ですね改修から新設に変更したことによりまして、新築の詳細設計となりますが、それを行った上で当初予算に計上し、3月議会においてご提案をさせていただきます。現段階でですね、詳細な数値というのは申し上げられませんが、改修工事に比べて、そう大きくならないように、財政状況も鑑みながら必要な機能は備えつつ、華美にならないような施設としてまいりたいと考えております。

○11番（ 安 部 大 助 ）

詳細的な金額については、今回は言えないということは理解いたしました。しかしながら、今までの資料の中にも、撤去費用に関しては国の補助が活用可能だという文言も書いてあります。やはり本来変更した場合には実施計画等で、今年度は「撤去費」は「購入費」にこれ位、来年度は「撤去費用」「新設」にこれ位ということは示されてもいいのではないかと、これはもう見解になってしまうんですけども。やっぱり示すべきかなと思っておりますけれども、再度その辺の考え方を教えていただきたいなと思います。

○番外（ 保健福祉課長 中 林 真 ）

そうですね、詳細な数値は申し上げられませんが、「撤去費用」につきましても国の補助金、県の補助金あるいは「創設費」「建築費」につきましても国県の補助金、それから起債等を活

用しながら、一般財源が少なくなるように最大限有利な財源を活用してまいりたいという風に考えております。なおですね、この総事業費につきましてもそう大きく膨れ上がる、その倍になるとかそういったことはないという風に考えております。新年度予算までには対応させていただきたいという風に考えております。

○11番（安部大助）

今の回答の中で、町としても最大限の予算等のことは考えているという事を理解いたしましたので、今後この事業に関しては委員会に付託されてますので、詳細についてはまたそこで議論していただければなと思っております。

では次の質問なんですけども、人員配置についてですけど、今回、今津にありますセンターと併合するという方針を出されています。実際新設した後規模にもよるんですけど、どの位の人数を配置する予定なのか、その体制等にも質問したいと思います。

○番外（保健福祉課長 中林真）

人員配置につきましては早期に決定してもらいたいと考えておりますが、放課後児童クラブの機能、子育て支援センターの機能を併せ持つ施設となりますことから、それぞれに必要な人員を適正に配置をしてまいりたいと考えております。人数につきましては、現時点ではまだ検討中という事で、お示しはできません。職員の構成につきましては、専門職を考えておまして、町の専門職の再任用あるいは会計年度任用職員などを候補として検討を始めております。今後本格的に体制の構築を図ってまいり、ご報告をさせていただきたいと考えております。

○11番（安部大助）

分かりました。一点、先ほど「公募」という言葉をいただきました。「公募」に関しては公平な立場からするべきかなと私自身は考えるんですけども、今行っている民間の事業者さん達がですね、実際やられている中で今回新たにそういった作られることの中で、少ない資格者とか不足している中でやはり民間の方々から「公募」ですので、仕方がないとは思いますが、そういった人を配置するにあたって、民間の事業者さんとどういった協議がされてきたのか、もしされてきたのならば、その内容を教えていただきたいと思います。

○番外（保健福祉課長 中林真）

私立保育施設の方々とは、日頃から協議の場を設けさせていただいております。もちろんですね、私立保育施設の方も人材確保に苦慮しておられるという実態は把握をしております。その辺とこちらのビジターセンターの方の人材確保、なるべく私立保育所の方を圧迫すると

いうことはあってはいけないとは思いますが、公平性を鑑みますとですね、やはり会計年度任用職員等につきましては、基本的には「公募」を基本とし考えてまいりたいとは思いますが。

○11番（安部大助）

今の説明を受けまして理解いたしました。

以上で、質疑は終わりたいと思います。

○議長（池田信博）

以上で、安部大助議員の「総括質疑」を終わります。

以上で、「総括質疑」を終わります。

続いて、承認第12号「隠岐の島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について」の質疑を、ページめくりにより行います。5ページをお開きください。

質疑はありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

6ページ、7ページ。ありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で、承認第12号の「質疑」を終わります。

日 程 第 2. 町長追加提出議案の上程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の、議第118号「工事請負変更契約の締結について〔油井漁港水域施設浚渫工事〕」及び、同意第7号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」の2件を議題とします。

日 程 第 3. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました2件の議案について提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長池田高世偉）

おはようございます。本日、追加提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。議第118号の「工事請負変更契約の締結について〔油井漁港水域施設浚渫工事〕」であります。工事实施において現地測量を行った結果、当初設計以降の土砂の堆積が確認され、浚渫土量は増となりましたが、飯田残土処分場での処分としていた浚渫土を都万漁港、津戸漁港の砂浜を造成するために使用したことにより、工事費を減額する必要が生じまし

たので工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、同意第7号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」であります。本町教育委員会委員のうち、谷田一子氏が来る12月31日をもって任期満了となりますことから、同氏を引き続いて任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、2件の追加議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 10時15分）

（全員協議会開会宣告 10時15分）

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10時20分）

（本会議再開宣告 10時20分）

日 程 第 4. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました2件の議案について、質疑を行います。

始めに議第118号「工事請負変更契約の締結について〔油井漁港水域施設浚渫工事〕」について、質疑を行います。質疑はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、同意第7号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」質疑を行います。

質疑はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 5. 議 案 の 委 員 会 付 託

「議案の委員会付託」を議題とします。

議会初日に提出された町長提出議案の、議第89号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）」から、議第117号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町鮮魚運搬船（第

八姫島))」までの29件、及び本日追加提出された議第118号「工事請負変更契約の締結について〔油井漁港水域施設浚渫工事〕」1件の計30件をお手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議案30件は「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

日 程 第 6. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日12月15日と16日は委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、12月17日に開催します。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 10時22分)

以 下 余 白